第3回委員会での主なご意見・ご質問

参画条例の制定は年度内は考えないということか。

基本的に次年度以降の検討とするが、今年度のしくみづくりの具体的な作業、イメージづくりを進める中で条例化のタイミングも議論していく。

参画のしくみづくり、参画の実行、さらに参画の評価まで行って一連のサイクルとなるが、評価に関してはいつ議論するのか。

しくみづくりを優先作業とし、そえを踏まえた評価のあり方を検討する。

参画の適用対象に関し、他市町村の事例もリストアップして欲しい。金銭の徴収に 関しても適用対象としているところがあると思うので検討して欲しい。

別途資料

参画協働の方法論のみならず、「推進」の部分が重要ではないか。区長、班長など末端の意識や気遣いで、広く住民の声を拾うこともできる。

障がい者相談員など、既存の組織なり制度なりを有効活用して、その対象となっている市民の声を聞くことも一つの方法ではないか。

参画方法の検討の中で考慮してはどうか。

宮古市の事例を基本的にベースとして考えて良いのではないか。 暫定的にその方向とする。(金銭の徴収に関しては要検討)

地球温暖化対策実施計画や総合計画実施計画など、行政内部の計画というより市民 に大きな関わりがあり、適用対象に含まれると考える。

「内部の事務処理に関するもの」の範囲について要検討

事業費のつかない事業や市民の自主活動などの分野はどうか。また農業、商店街、福祉健康など事業費は小さくても市民の参加でより成果の上がるものもあるのでは。

事業費に現れないもののうち、ごみ分別、通学区域など生活全般に直接的な影響を 及ぼすものは「市民生活に大きな影響を及ぼす制度」に含まれると考える。

PTA など市民の自主活動、個別事業の実施における市民の参加・協力等は、14 条『協働』の分野での主要なテーマとして議論すべきと考える。

「行政がやってくれる」ではなく、一人ひとりのまちづくり総参加の意識が重要。

参画するタイミングが重要。内容が確定してから意見を言うのでは遅い。 参画のしくみ、手法の検討段階で議論する。

参画の適用対象比較

F	自治体		宮古市	紫波町	市川市 (千葉県)	大和市 (神奈川県)	久喜市 (埼玉県)	和光市 (埼玉県)
条例		等の名称	参画推進条例	市民参加条例	市民等の市政への 参加の推進に関す る要綱	市民参加推進 条例	市民参加条例	市民参加条例
回の通月	参	基本的計画						
	判 の 適	基本方針を定める 条例						
	刊付	義務を課し権利を 制限する条例						
	家	市民生活に重要な 影響ある制度						
		重要公共施設の建 設計画		公の施設に限定			3億円以上	概ね10億円以上
		その他	特に参画機会の保 障が必要な場合		憲章、宣言等	市民生活に大きな 影響を及ぼす事業		
	外	軽微な変更						
		緊急に実施						
		法令の基準で実施						
		内部の事務処理						
		市税、金銭の徴収						
		その他			定型的事項、その 他適当でない事項			
	方法	アンケート (意向調査)						
		パブリックコメント (意見公募)						
) 		意見交換会 (説明会、公聴会)						
		ワークショップ						
		審議会等の開催						
		審議会等の市民公 募						
		その他		上記より効果があ ると認められるもの	政策提案		政策提案	政策提案
上記		2参画方法の組合せ	1以上	2以上	1以上	1以上 特に市民への影響 が大きい場合は、2 以上	1以上	1以上

参画の適用対象の例示(宮古市・紫波町)

			紫波町市民参加条例
参画の適	基本的計画		総合計画(基本構想、基本計画)、環境・循環基本計画、都市計画マスタープラン、元気はつらつ紫波計画、食育推進計画等
用対象	基本方針を定める条例	(規定無し)	循環型まちづくり条例等
	義務を課し権利を制限 する条例	文化財保護条例、環境の保全及び 創造に関する条例、廃棄物の減量及 び適正処理並びに環境美化に関す る条例、水道水源保護条例、目的税 の導入等	環境保全条例、ごみポイ捨て禁止条例、文化財保護条例、町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例等
	市民生活に重要な影響ある制度	通学区域の設定、ごみの分別収集等	通学区域、ごみの分別収集等
	重要公共施設の建設 計画	図書館、文化会館、運動公園、体育館等(建設の趣旨が全域に関わり、 不特定多数の市民が等しく利用できる建物)	地方自治法第244条に規定する「公の施設」のうちで重要な(金額に関わらず、市民に対して影響が大きい)もの
除外規定	軽微な変更	引用する法令の改正に伴う条例の用語の改正等(政策的な判断を要しないもの)	市民の生活にほとんど影響を及ぼさ ないもの
	緊急に実施	災害等の発生など緊急な対応を要す る場合	災害や不慮の事態が生じた場合(時間的な制約があり、その意思決定に緊急性、迅速性が求められ、市民参加の効果が乏しいもの、市民参加を行うことで効果が損なわれるもの)
	法令の基準で実施	税法及びこれに基づく政省令によって一定の基準が定められているもの等	法令等に実施の基準が定められているもの
	内部の事務処理	予算編成、人事、組織等	(規定無し)
	市税、金銭の徴収	地方税の賦課徴収並びに分担金、 使用料及び手数料の徴収(地方税法 第74条第1項により、条例の制定・改 廃の直接請求の対象とされていない もの)	町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料に関するもの(地方税法第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。)

上記の例示(記載内容)は、宮古市参画推進条例及び紫波町市民参加条例の解説(説明)文より抜粋したものです。

参画の適用対象の除外規定について

- 1 内部の事務処理について(計画等一覧において、内部の事務処理と区分した計画)
 - (1)花巻市総合計画実施計画(計画期間21~23年度)
 - ・ 市総合計画基本計画に基づく実施計画。
 - ・ 基本計画に定められた施策の方針を具体化するため、財政計画との整合性を図りながら、 施策の目標達成に必要な主要事業(事務事業)を施策体系別に示したもの。
 - (2)地球温暖化対策実行計画(計画期間20~29年度)
 - ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画。
 - ・ 市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減、吸収作用の保全及び強化のため の措置について示すもの。
 - ・ 市が行う物品等の購入、庁舎管理等において省資源、省エネルギー、リサイクルその他の環境保全に向けた取り組みを示す。
 - (3)公共工事コスト縮減新行動計画(計画期間 21~23年度)
 - ・ 市総合計画基本計画に基づく計画。
 - ・ 市発注の公共工事について、安全性、耐久性等の所要の機能・品質を確保しながら、同じ 目的物をより少ないコストで建設しようとする指針を策定するもの。

2 市税、金銭の徴収について(他自治体の規定状況)

宮古市	紫波町	市川市	大和市	久喜市	和光市
市税(新規の目的	町税の賦課徴収並	市税の賦課徴収そ		市税の賦課徴収	市税の賦課徴収
税は除く。)の賦課	びに分担金、使用	の他金銭の徴収に	(規定無し)	その他金銭の徴	その他金銭の徴
徴収その他金銭の	料及び手数料に関	関する事項(地方		収に関するもの	収に関するもの
徴収に関するもの	するもの(地方税法	税法第5条第3項			
	第5条第3項又は	又は第7項の規定			
	第7項の規定により	により税目を起こす			
	新たな税目を起こ	場合を除(。)			
	す場合を除(。)				
第7条第3項第5号	第6条第2項第3号	第5条第3項第6号		第5条第2項第5号	第6条第2項第5号

(参考)地方税法

(市町村が課することができる税目)

第五条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が 徴収すべき税額

に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- 一 市町村民税
- 二 固定資産税
- 三 軽自動車税
- 四 市町村たばこ税
- 五 鉱産税
- 六 特別土地保有税
- 3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。
- 4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。
- 5 指定都市等 (第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。) は、目的税として、事業所 税を課するものとする。
- 6 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。
 - 一 都市計画税
 - 二 水利地益税
 - 三 共同施設税
 - 四 宅地開発税
 - 五 国民健康保険税
- 7 市町村は、第四項及び第五項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。